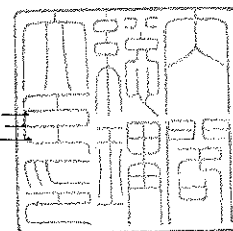


府政経運第 138 号
平成 29 年 6 月 9 日

経済財政諮問会議議長
安倍 晋三 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



内閣府設置法第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり
諮問する。

諮問第 37 号

当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方いかん。